

## 普通財産貸付契約書

岡山市(代表者岡山市長大森雅夫)を甲とし、  
を乙とし、甲と乙との間に、市有財産の貸付けについて、次の条項により契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲が乙に貸し付ける物件は、次のとおりとする。

岡山市中区土田706番48の一部  
アエル東ヶ丘月極有料駐車場 第 番区画

(貸付料)

第2条 貸付料は、一区画につき月3,000円とする。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、次のとおりとする。

年 月 日から 年 月 日まで

(貸付料の納付方法及び計算)

第4条 乙は、貸付料を甲の発行する納入通知書に示す納付期日までに指定の場所に納付しなければならない。

2 貸付料は、貸付期間を一括払いとする。なお、解約の場合は翌月分以降分を返還する。

(貸付料の改訂)

第5条 貸付料は、甲が経済状勢の著しい変動その他正当な事由があると認めるときは、事前通知の上で契約更新時にこれを改訂することができる。

(用途指定)

第6条 貸付物件の用途は、次のとおりとする。

( 自家用車 ) の駐車場

(順守事項)

第7条 乙は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。ただし、甲の文書による承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 借受物件を転貸しないこと。
- (2) 借受けの権利を譲渡しないこと。
- (3) 借受物件の原形を変更し、または工作物を設置しないこと。
- (4) 借受物件の使用目的または用途を変更しないこと。

(管理責任及び損害賠償)

第8条 乙は、借受物件を常に良好な状態で管理しなければならない。

- 2 乙が借受物件を自己の故意、怠慢または過失により荒廃に至らしめ若しくは破損し、または滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、損害金は、甲において認定するものとし、乙は、これに対し異議を申し立てないものとする。

(必要費等の支出)

第9条 乙が借受物件について必要費または有益費を支出することがあってもあらかじめ甲の文書による承認を受けた場合を除いては、甲はその補償の責を負わないものとする。

(甲による契約の解除)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は催告の手続きをとらないでこの契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため、必要が生じたとき。
- (2) 乙が第4条第1項の義務を履行しないとき。
- (3) 乙が第6条の用途指定に違反したとき。
- (4) 乙が第7条の順守事項に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか契約条件に違反したとき。

- 2 第1項第2号から第5号までの規定により契約の解除をした場合、乙が損害をこうむることがあっても、乙は甲に対しなんらの賠償を要求することができないものとする。

(乙による契約の解除)

第11条 乙は、本契約を自己の都合により解除する場合、事前に書面によりその旨を甲に申し出なければならない。

(原状回復の義務)

第12条 貸付期間の満了または前二条によりこの契約を解除したときは、乙はその負担において借受物件を原状に回復したうえ、甲の指定する日までに引き渡さなければならない。ただし、甲において原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙が前項の義務を履行しないときは、甲において原状に回復して乙にその費用を請求することができる。

(貸付期間の更新)

第13条 貸付期間の終了1か月前までに契約更新をしない申し出がないときは、本契約は更に1年間更新する。

2 前項の規定は、更新した貸付契約を更に更新する場合に準用する。

(反社会的勢力の排除)

第14条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。乙が確約に反する事実が判明したとき、又は契約締結後に乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当した場合、甲は何らの催告を要せず本質貸借契約を解除することができ、乙は本件土地からただちに自動車等の占有物件を移動し、原状に復して甲に返還するものとする。

- (1) 乙が暴力団等反社会的勢力でないこと。
- (2) 乙が法人の場合、その代表者、実質的に経営権を有する者が暴力団等反社会的勢力ではないこと。
- (3) 暴力団等反社会的勢力に自己の名義を利用させるものでないこと。
- (4) 本件土地を暴力団等反社会的勢力に使用させない、又はこれらの者を反復して出入りさせないこと。
- (5) 本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の利用者、近隣住民に不安感、迷惑を与えないこと。
- (6) 本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物破損、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等取締法違反等の犯罪を行わないこと。

(その他)

第15条 この契約に定める以外の事項及びこの契約に疑いのあるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号  
代表者 岡山市長 大森 雅夫

乙 岡山市

Ⓔ